平成２１年（再ロ）第５号
徳島市中洲町３丁目７番地の２
再生債務者　武市　文夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月４日　　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（再ロ）第８号
青森県弘前市大字紺屋町143番地１　サイドパーク201号
再生債務者　佐藤　篤史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月２日　青森地方裁判所弘前支部
平成２１年（再ロ）第２号
神奈川県横浜市都筑区牛久保３丁目６番15―701号
再生債務者　村井　　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第１９号
横浜市港南区下永谷６丁目25番22―101号
再生債務者　佐藤　勝広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月４日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第６号
徳島市国府町中504番地の18
再生債務者　角谷　喜正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（再ロ）第９号
愛媛県松山市古三津２丁目７番15号　サーパス三津浜駅通り1006号
再生債務者　井原　信二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　　松山地方裁判所
平成２１年（再ロ）第１１号
札幌市東区北21条東７丁目１番10号　ファミールモリ103号
再生債務者　今井　康博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（再ロ）第３号
石川県能美市福島町ヘ119番地
再生債務者　北村　俊介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　金沢地方裁判所小松支部
平成２１年（再ロ）第３号
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　由理
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　鳥取地方裁判所米子支部
平成２１年（再ロ）第４号
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　尚彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　鳥取地方裁判所米子支部
平成２１年（再ロ）第１００６３号
神奈川県川崎市麻生区岡上40―１―601
再生債務者　小沼　進一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第１号
大分県速見郡日出町大字川崎3953番地
再生債務者　笠置　武俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　大分地方裁判所杵築支部
平成２１年（再ロ）第６号
北海道旭川市神居９条５丁目２番10号
再生債務者　岸田　末雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日　　旭川地方裁判所民事部
平成２１年（再ロ）第２号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目10番12号
再生債務者　檜山　　崇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日　佐賀地方裁判所武雄支部
平成２１年（再ロ）第５号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6461番地24
再生債務者　島本　幸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日　佐賀地方裁判所武雄支部
平成２１年（再ロ）第１０号
堺市中区小阪313番地７
再生債務者　浦芝　俊浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２１年（再ロ）第７号
高知市旭駅前町33番地　アルファステイツ旭駅前409号
再生債務者　川崎　　伸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２１年（再ロ）第２０号
宮城県多賀城市高崎３丁目25番５―903号
再生債務者　大崎　　昇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
仙台地方裁判所第４民事部

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第91条及び確定給付企業年金法施行令第58条の規定により、次のとおり公告します。
１．基金の名称　リクルート企業年金基金
２．事務所の所在地　東京都中央区銀座７丁目２番６号
３．設立事業所の名称及び所在地　株式会社リクルート　東京都中央区銀座８丁目４番地17号
４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項の規定による。
５．解散認可年月日　平成21年９月30日
平成 21 年 11 月 16 日
東京都中央区銀座７丁目２番６号
リクルート企業年金基金
理事長　水谷　智之

企業年金基金清算人就任公告

平成 21 年 11 月 16 日
リクルート企業年金基金
理事長　水谷　智之
当企業年金基金は確定給付企業年金法第83条第２項第１号により解散しましたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。
１．清算人氏名　小木　隆之
２．住所　千葉県柏市新富町１丁目２番43号